

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宮若市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 宮若市

(1) 現況

宮若市は、西山、犬鳴山、菅獄の三郡山系を水源とした犬鳴川、八木山川の水利に恵まれ、肥沃な土壌の稲作地帯である。しかし、高齢化の進展及び農家の減少により農道や水路の保全が課題となっている。また、一部が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。このほか、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内全域	法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法指定地域（旧吉川村・旧笠松村）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上
 - (b) 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
 - (c) 基盤整備を行った農用地については、平場地域と比べて生産条件の格差が小さいと判断されるため、交付金の対象外とする。但し、緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合はこの限りではない。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田 8 %
以上、畑(草地含む。) 15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

設定しない。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

設定しない。